

番号	問い合わせ内容	回答
1	<p>対象工事について</p> <p>「公告日が、12月12日以降に公告された工事が対象である」ということで良いですか？</p>	<p>工事費内訳書は、12月12日以降に公告（又は指名通知）された工事が対象となるため、12月12時点で既に公告済みの工事は対象外です。</p> <p>請負代金内訳書も同様に、12月12日以降に公告（又は指名通知、随意契約）された工事が対象となります。</p>
2	<p>対象工事について</p> <p>12月12日以前の公告で、12日以降に「競争参加資格の受付」や「技術資料、施工計画及び入札の受付」があった場合は対象ではない ということが良いですか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
3	<p>労務費について</p> <p>労務費に関する基準ポータルサイトに記載されている基準値を下回らないように作成すれば良いでしょうか。</p>	<p>「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」のp12の表3を参考に実態の金額を記載して下さい。</p> <p>ガイドライン掲載URL： https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html</p>
4	<p>材料費について</p> <p>材料には仮設材（矢板・発電機・水中ポンプ等）は含まれるのでしょうか。 具体的に含むべき項目等あればご教示願います。</p>	<p>「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」のp12の表3を参考に仮設材は任意項目として金額を記載して下さい。</p> <p>ガイドライン掲載URL： https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html</p>
5	<p>安全衛生経費について</p> <p>安全衛生経費として計上すべき具体的な項目についてご教示をお願いします。 交通誘導員は労務費、安全衛生経費のどちらとも思いますが、両方に計上すべきでしょうか。</p>	<p>「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」のp14の表4を参考に金額を記載して下さい。</p> <p>ガイドライン掲載URL： https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html</p>
6	<p>安全衛生経費について</p> <p>「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」の中に記載されている安全衛生経費の間接工事費について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費(率計上)に対して計上されている準備費、安全費、営繕費の各率 ・現場環境改善費に対して計上されている率 ・現場管理費に対して計上されている率 <p>をご教示願います。</p>	<p>安全衛生経費の算出については、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」の他、以下のホームページも参考に算出をお願い致します。</p> <p>国土交通省HP：建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html#target</p>